

マイナちゃん

# 平成27年10月5日

## マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に  
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが  
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で  
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は  
お早めに

**8月24日～9月25日** (持参  
又は  
必着)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

### ※申請が必要な方

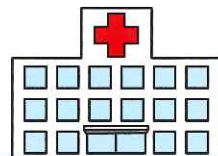
東日本大震災による被災者で  
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に  
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))  
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、  
コールセンター[全国共通ナビダイヤル]

マイナンバー  
**0570-20-0178**

もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

9:30~17:30  
(土日祝日  
年末年始を除く)



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



# 住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

## ！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、  
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))、  
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

通知カード

(申請日) 年 月 日

〒 (市区町村) 番 区 丁目 番 号

〒 (市区町村) 番 区 丁目 番 号

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所(現在居住する住民票の住所地以外の地)について、下記のとおり  
を記載してください。

記

1 居所情報登録を行う者の情報

氏名(ふりがな)	姓	名
生年月日	年	月 日
住民票の住所	〒	番 区 丁目 番 号
通知カードの送付先 (住所の所在地)	〒	番 区 丁目 番 号
連絡先	電話番号 ( )	西局番号
※ 市町村に電話番号と住居実態を必ず記入してください。		
代理人の情報	法定代理人	任意代理人
氏名(ふりがな)	姓	名
住所	〒	番 区 丁目 番 号
連絡先	電話番号 ( )	西局番号
※ 市町村に電話番号と住居実態を必ず記入してください。		
※ 代理人が本人に代わり申請する場合は記載してください。		

↓

表面

2 居所情報について通知カードの送付先を認めることのできる(一)理由  
(該当する理由にチェックを付けてください)

東日本大震災により被災し、住所以外の地へ避難しているため

被災地の被災実態や避難状況、避難先の有状維持や避難所等の確保行動等が行ってこ  
る被災者への緊急避難のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用すること  
に同意する旨を、チェック欄にチェックを付けてください。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、警察調停及びこれらに準ずる行為の解  
決まで、住所以外の地へ移動しているため

平成27年8月5日以後、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・  
入所中の住所も不明な場合

その他(具体的な状況と下の理由記載欄に記載してください)

理由記載欄

備考欄

※ 毎月1日～15日までの日曜日に、(世帯又は世帯)  
総務省に住民票がある市区町村に持参又は郵送してください

裏面

**Step 1** 氏名、住民票の住所、  
居所の所在地、連絡先などを記入

**Step 2** やむを得ない理由などの情報を記入

### <提出書類>

申請書

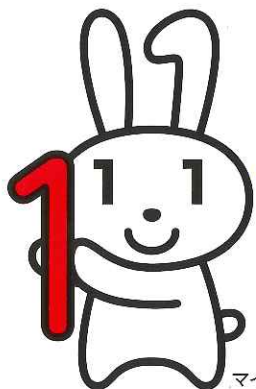
### <添付書類>

申請者の本人確認書類(運転免許証など)

居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を  
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)  
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。